

仕様書

1 委託事業名

佐賀つくるまちの開放日（伝統工芸オープンファクトリー）運営及び広報業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日

3 目的

県では、伝統産業の製造事業者の工房・工場を開放し、県内外の来訪者に伝統産業の技術の高さを直接感じる機会を創出することを目的とし、オープンファクトリーイベントを実施する。本業務は、本イベント企画運営及び広報を実施するものである。

4 委託業務の内容

イベント概要

名称：佐賀つくるまちの開放日

期間：令和8年11月20日（金）～23日（月祝）

参加事業者数（予定）：40社程度

内容：伝統産業の工場や工房を4日間限定で公開するオープンファクトリーを実施。普段入ることができない現場の見学、ワークショップを通して、伝統工芸の価値を知ってもらうことが目的。各事業者はそれぞれの工房・工場、実施。

ターゲット層：佐賀県、近隣県（福岡県及び長崎県）在住の者

(1) 企画運営・進行管理

- ・全体スケジュールの作成及び管理
- ・参加事業者との連絡調整
- ・各業務の進捗管理

(2) イベント実施に係る事務局業務

ア 参加事業者に関すること

- ・佐賀県の伝統工芸品製造事業者から広く募集し、40社程度選定する。

【佐賀県の伝統工芸品】

国指定の伝統工芸品：伊万里・有田焼、唐津焼

県指定の伝統的地場産品：鹿島錦、佐賀錦、白石焼、諸富家具・建具、

名尾手漉和紙、鍋島緞通、西川登竹細工、
肥前びどろ、浮立面、弓野人形

上記に準じる伝統工芸品：尾崎人形、のごみ人形等

※募集に当たっては、その方法を県と調整の上実施すること。

- ・参加事業者の募集前に、説明会（オンライン可）を1回実施する。
- ・参加事業者選定後、月1回程度の定期的なミーティングを実施する。
- ・参加事業者選定後、各事業者の進捗状況を適宜確認できる体制をつくること。
- ・参加事業者のうち希望する者に向けた事前学習の機会（セミナー、先進事例の事前視察など）をつくること。

イ 当日の運営について

- ・佐賀市内に総合案内所1か所を設置し、案内スタッフ2名程度を配置すること。
- ・一般参加者約10～15名を対象にバスツアー（土日祝）を実施すること。周遊コースは県と協議の上決定する。
- ・窯業関係学生（10名程度）向けの視察（1泊2日）を実施すること。学生の募集、視察に関する資料作成、当日のアテンド、バス等の移動手段の手配を行うこと。視察ルートは県と協議の上決定する。なお、学生の交通費、宿泊費、食事代は委託費に含めないものとする。

(3) 広報業務

ア 広報物について

- ・チラシ、ポスター、当日マップを制作すること。
仕様に関しては、以下のとおりとする。ただし、県と協議の上、仕様の変更も可能とする。なお、デザインは前回実施した際のデザインを踏襲するものとする。

【仕様】

チラシ（第1弾6月～7月リリース）

サイズ：A4

色数：片面フルカラー

内容：メインビジュアル、開催期間

部数：10,000枚

チラシ（第2弾9月リリース）

サイズ：A4

色数：両面フルカラー

内容：表面は第1弾リリース、裏面に参加事業者、実施内容など
部数：90,000枚程度

県内の小中高等学校に対し全校配布（発送）すること。

ポスター（9月までに作成）

サイズ：B2

色数：フルカラー

部数：500枚

当日マップ（10月までに作成）

サイズ：A4版16ページ

色数：フルカラー

部数：5,000部

・サイン等（10月までに作成）

のぼり旗100本、参加者統一アイテム（はっぴ、ストラップなど）200個を作成すること。なお、のぼり旗のデザインは昨年度実施したデザインと同様のものとする。

イ 県内広報について

新聞、テレビCM、ラジオ、WEB広告など、県民向けの広報を実施すること。

広報時期、手法については、提案の内容に含めることとする。

ウ LPサイトについて

県が指定する既存LPサイトの運営を行うこと。

本イベントの概要、参加事業者情報（見学内容、実施日時、予約方法など）、開催情報等に関する情報を更新すること。

開催前だけでなく、開催期間中も必要に応じて情報の更新を行うこと。

投稿や内容変更等へのスムーズに対応可能な体制を構築すること。

エ Instagramの運用について

県が指定する既存Instagramの公式アカウントの運営を行うこと。

投稿計画（投稿内容、頻度、期間）を策定すること。

投稿用素材の作成及び投稿作業を行うこと。

必要に応じてストーリーズ等を活用した情報発信を行うこと。

開催前だけでなく、開催期間中も必要に応じて情報の更新を行うこと。

(4) その他

その他、事業実施のために必要な業務が生じた場合に、県と協議の上、当

該業務を行うこと。

5 成果物等

委託業務完了時には、下記に掲げるものを納品するものとする。

- ・業務完了報告書 電子データ
- ・それぞれの広報実施の効果を記載すること。

6 代金の支払方法

前金払、完了払

7 予算額

14,344千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 その他

- (1) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (3) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス及び天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する

事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、
県と協議すること。